

封印委託の拡大について

種別	受託者の事業形態	委託範囲	再委託の範囲	
			受託者の事業形態	再委託範囲
甲種	ナンバープレートの交付代行者	全ての手続	日本輸入自動車組合の輸入車ディーラー	・出張予備検査を受けた新車
			丙種以外の指定整備事業者	・自らが販売する中古自動車 ・変更、移転登録(乙種及び丙種の販売する自動車を除く) ・再交付、交換、再封印
			各都道府県の行政書士会に所属する自動車登録業務に十分精通した行政書士	・新規・変更・移転登録(乙種及び丙種の販売する自動車を除く) ・再交付、交換※、再封印
			優良自動車整備事業者	・変更、移転登録(乙種及び丙種の販売する自動車を除く) ・再交付、交換、再封印
乙種	型式指定車の新車販売業者	・自らが販売する自動車に係る新規登録 ・変更、移転登録 ・再交付、交換、再封印	自販連	自らが販売する自動車に係る新規登録(OSS申請に係るもの)
			各都道府県の行政書士会に所属する自動車登録業務に十分精通した行政書士	委託範囲に同じ
丙種	各都道府県の中古車販売協会	・構成員自らが販売する自動車に係る新規登録 ・変更、移転登録 ・再交付、交換、再封印	各都道府県の中古車販売協会の構成員たる中古車販売業者 再々委託 各都道府県の行政書士会に所属する自動車登録業務に十分精通した行政書士	委託範囲に同じ
離島	市町村	甲種に同じ	なし	
丁種	各都道府県の行政書士会	・新規・変更・移転登録(乙種及び丙種の委託範囲に係るものを除く) ・再交付、交換、再封印	各都道府県の行政書士会に所属する自動車登録業務に十分精通した行政書士	委託範囲に同じ

※現行はご当地ナンバーへの交換に限られているが、図柄入りナンバー等全ての交換が出来るように拡大。

【改正前】

- ・自らが販売する中古車新規登録の封印
- ・整備の為に取り外した封印の再封印



改正後

- ・自らが販売する中古車新規登録の封印
- ・封印の滅失・き損または、整備に係る封印の再封印
- ・移転登録、変更登録、番号変更の封印
- ・番号標(ナンバー)の再交付または、交換による封印